

令和5年和光市議会3月定例会

議案に対する発言通告書

議案に対する発言通告書

次のとおり発言したいから通告します。

令和 5年 2月20日

令和	5年	2月20日
午前・ 後	3時50分	受付
受付番号		発言順位

和光市議会議長 様

議席番号 5番

和光市議会議員 内山恵子

議案 番号	発言事項	要 旨	答 弁 者
3	和光市部設置条例の一部を改正する条例を定めることについて	<p>1 本条例の改正する目的について伺う。</p> <p>2 本議案が可決されると、令和5年10月1日から施行となる。 昨年4月1日に行った大規模な人事異動に追い打ちをかけるような組織改正となり、市民サービスへの影響が懸念されるが問題ないか。</p>	

※ 次の発言事項に移るときは、1行空けてください。

議案に対する発言通告書

次のとおり発言したいから通告します。

令和 5 年 2 月 21 日

令和 5 年 2 月 21 日			
午前・ 後 2 時 28 分受付			
受付番号	2	発言順位	2

和光市議会議長 様

議席番号 4 番

和光市議会議員

鳥飼 雅司

議案 番号	発言事項	要 旨	答 弁 者
6	和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて	国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとい うことですが、その対象世帯数と、影響額について 伺います	
7	和光市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改 正に伴い、必要事項を追加・改正するということ ですが、はじめに、追加・改正に至った背景を伺いま す。また、対象となる事業（施設）についても確認 します。	
8	和光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 が改正されるのに伴い、必要事項を追加・改正する ということですが、はじめに、追加・改正に至った 背景を伺います。また、対象となる事業（施設）に ついて確認します。	
裏面あり			

※ 次の発言事項に移るときは、1行空けてください。

議案 番号	発言事項	要 旨	答 弁 者
10	和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて	子ども・子育て支援法の一部改正による改正ですが利用者負担額算定の基準となる所得割の計算で適用されない控除について国の基準に合わせて追加・修正するとされています。改正によつての市の影響額を伺います。	
12	和光市学童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについて	学童クラブ利用料の算定方法について、市町村民税及び所得税を算定根拠としているものを、保育園保育料の算定方法に倣い、市町村民税のみに改めるということですが、第8条関係について伺います。 当市において、世帯階級層区分の現状がどのようなになっているのか確認します。また、改正によつての市の影響額を伺います。	
18	令和4年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算(第3号)	歳出全般について新型コロナウイルス感染症の影響によつて、減額補正されています。利用者への影響、通常のサービス提供が困難だった事例も出てきているのではと考えます。また、介護認定関係に関しても減額補正となっていますが、その実態と影響について伺います。	

※ 次の発言事項に移るときは、1行空けてください。

議案に対する発言通告書

次のとおり発言したいから通告します。

令和5年2月22日

令和5年2月22日			
午前・後 9時3分 受付			
受付番号	3	発言順位	3

和光市議会議長 様

議席番号 13番

和光市議会議員 松永靖恵

議案番号	発言事項	要 旨	答弁者
議案第3号	和光市部設置条例の一部を改正する条例を定めることについて	条例第2条分掌事務について 人権に関すること 男女共同参画に関すること 国内・国外交流に関すること 文化行政に関すること この4つの分掌事務は以前、企画部に設置、その後総務部に設置、そして今回条例でまた企画部に設置する理由について伺う。	
議案第16号	令和4年度埼玉県和光市一般会計補正予算(第10号)	款-7 商工費 項-1 商工費 目-2 商工業振興費 キャッシュレス決済ポイント還元事業 キャッシュレス決済のポイント還元原資額の増額が見込まれるためとあるが、増額する理由について伺う。	

※ 次の発言事項に移るときは、1行空けてください。

議案に対する発言通告書

次のとおり発言したいから通告します。

令和5年2月22日

令和 5 年 2 月 22 日			
(午前)・後		9 時 27 分 受付	
受付番号	4	発言順位	4

和光市議会議長 様

議席番号 3 番

和光市議会議員 熊谷 二郎

議案番号	発言事項	要 旨	答 弁 者
3	和光市部設置条例の一部を改正する条例を定めることについて	<p>(1) 施行期日を令和5年10月1日とする理由を伺う。</p> <p>(2) 元幹部職員の不祥事をきっかけに再発防止対策の一環として部の組織改正を行ったと認識していますが、今回の改正では再発防止の視点はどこに活かされたのかを伺う。</p> <p>(3) 行政組織等検討委員会を設置し、職員の意見を聴取しながら検討してきたと認識していますが、今回の改正で職員の特に意見を反映した部分はどこか、また、今後に残された課題について伺う。</p>	
5	職員の給与に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて	<p>(1) 勤務条件に係る案件、市職員組合との合意はなされているのか伺う。</p> <p>(2) 通勤手当の改正の施行期日を令和6年4月1日としている理由を伺う。</p>	
14	和光市立公園条例の一部を改正する条例を定めることについて	借地公園である西本村さくら公園を購入するに至った経緯を伺う。	

※ 次の発言事項に移るときは、1行空けてください。